

就学援助（入学前支給）ご希望の保護者のみなさまへ

「雫石町就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）受給申請書（兼 口座振込依頼書・委任状・認定台帳）」に必要事項記載のうえ、下記の提出必要書類を添えて、雫石町教育委員会へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、きょうだいで学校が同じ場合は1部提出、小学校と中学校に分かれる場合はそれぞれ1部ずつ提出となります。

記

1 提出書類

(1) 雫石町就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）受給申請書(兼口座振込依頼書・委任状・認定台帳)…各学校1部

(2) 世帯の収入に関する書類

※ 現在、小・中学校に在籍している兄弟があり、かつ今年度の就学援助制度の認定をすでに受けている場合は、世帯の収入に関する書類の提出は不要です。

(3) 就学援助費を振込む口座通帳の写し

2 提出期限 平成30年12月21日(金)

3 添付書類について

平成29年1月から同年12月までの世帯収入が確認できる、次のいずれかの書類を添付してください。なお、同一生計の家族全員（収入のない学生、扶養家族になっている方は除きます。）の書類が必要です。収入の申告を行っていないため書類提出ができない場合は、速やかに申告を行い必要な書類を揃えていただくようお願いいたします。

- ◆平成29年分源泉徴収票（複数ある場合は全て）（写し可）
- ◆平成29年分所得証明書（写し可）
- ◆平成29年分確定申告書の控え（写し可）
- ◆平成30年度町・県民税申告書の控え（写し可）

また、次に該当する場合は、全ての項目について必要な書類を提出してください。

◆年金を受給している方（障害年金や遺族年金も含みます）	年金額改定通知の写し、又は平成29年分公的年金源泉徴収票の写し
◆児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当受給者証の写し（受給金額が記載されているもの）
◆雇用保険を受給している方	雇用保険受給資格者証の写し（認定期間、受給金額、支給日が分かるもの）
◆収入の無かった方（失業中など）	平成30年度町民税・県民税申告書の写し

4 申請書記載上の留意事項

(1) 申請書について

申込日、保護者住所、氏名、連絡先電話番号を記載後、押印してください。

(シャチハタ等は不可)

(2) 「就学援助費振込口座」について

申請者名義の口座を記載してください。

(3) 「児童生徒の状況」について

学年については平成 31 年度の学年（新 1 年生）になります。

(4) 「家族の状況」について

年齢は平成 31 年 4 月 1 日現在の年齢になります。アパート等の家賃がある場合は、必ず住居の形態欄に記入をしてください。

また、別生計の家族がいる場合は、該当者氏名左側に「○」を付けていただくようお願いいたします。

(5) 「生活費、養育費等の援助の状況」について

援助を受けている場合は、具体的に記入してください。

(6) 「就学援助を受けたい理由」について

受けたい理由について具体的に記入してください。

5 就学援助費の支給方法について

就学援助費の支給が決定した場合、申請者名義の口座へ振込みになります。(支給は平成 31 年 3 月上旬予定です。)

以上、ご不明な点については、

教育委員会担当までお問い合わせください。

雫石町教育委員会 学校教育課 学校教育担当

〒020-0595 雫石町千刈田 5 番地 1

電話 019-692-6412 (学校教育課直通)

6 その他

雫石町社会福祉協議会では、「助け合い金庫貸付事業」を行っています。町内に居住している低所得世帯に対し、限度額 6 万円を無利子で貸付しています。助け合い金庫貸付についての詳細は、雫石町社会福祉協議会（電話 019-692-2230）までお問い合わせください。